

# ソフトバンクでんき for Biz 料金表

[ 低 圧 ]

平成 30 年 7 月 1 日実施

SB パワー株式会社

## ソフトバンクでんき for Biz 料金表[低圧]

### 目 次

1	対象となるお客さま	3
2	料金表等の変更	3
3	電気料金単価に係る消費税等相当額	3
4	北海道電力エリアの場合の電気料金	3
	(1) 従量電灯 B	3
	(2) 従量電灯 C	4
	(3) 低圧電力	4
5	東北電力エリアの場合の電気料金	5
	(1) 従量電灯 B	5
	(2) 従量電灯 C	5
	(3) 低圧電力	6
6	東京電力エリアの場合の電気料金	6
	(1) 従量電灯 B	6
	(2) 従量電灯 C	7
	(3) 低圧電力	7
7	中部電力エリアの場合の電気料金	7
	(1) 従量電灯 B	7
	(2) 従量電灯 C	8
	(3) 低圧電力	8
8	関西電力エリアの場合の電気料金	9
	(1) 従量電灯 A	9
	(2) 従量電灯 B	9
	(3) 低圧電力	10
9	中国電力エリアの場合の電気料金	11
	(1) 従量電灯 A	11
	(2) 従量電灯 B	11
	(3) 低圧電力	11
10	四国電力エリアの場合の電気料金	12
	(1) 従量電灯 A	12
	(2) 従量電灯 B	12
	(3) 低圧電力	12
11	九州電力エリアの場合の電気料金	13

(1) 従量電灯 B.....	13
(2) 従量電灯 C.....	13
(3) 低圧電力.....	14
12 契約解除料.....	14
13 延滞利息.....	14
14 燃料費調整.....	14
15 その他.....	16
附 則.....	17

## ソフトバンクでんき for Biz 料金表

### 1 対象となるお客さま

このソフトバンクでんき for Biz[低圧]料金表（以下「この Biz 料金表」といいます。）は、ソフトバンクでんき for Biz サービス約款[低圧]（平成 30 年 7 月 1 日実施。以下「Biz 約款」といいます。）が適用されるお客さまに適用いたします。

### 2 料金表等の変更

- (1) 当社は、この Biz 料金表を変更する場合には、Biz 約款第 3 条（供給条件の変更）を適用いたします。なお、これに関連する供給条件の説明は、Biz 約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この Biz 料金表または Biz 約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の Biz 料金表または Biz 約款によります。

### 3 電気料金単価に係る消費税等相当額

この Biz 料金表の電気料金単価には、消費税等相当額を含まない単価を記載しており、( ) 内へ消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

### 4 北海道電力エリアの場合の電気料金

#### (1) 従量電灯 B

##### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	310円00銭 (334円80銭)
契約電流 15 アンペア	465円00銭 (502円20銭)
契約電流 20 アンペア	620円00銭 (669円60銭)
契約電流 30 アンペア	930円00銭 (1,004円40銭)
契約電流 40 アンペア	1,240円00銭 (1,339円20銭)
契約電流 50 アンペア	1,550円00銭 (1,674円00銭)
契約電流 60 アンペア	1,860円00銭 (2,008円80銭)

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円58銭 (23円30銭)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	26円69銭 (28円82銭)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円35銭 (31円69銭)

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金およびBiz 約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	228 円 00 銭 (246 円 24 銭)
---------	-------------------------

### (2) 従量電灯 C

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	310 円 00 銭 (334 円 80 銭)
-------------------	-------------------------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円58銭 (23円30銭)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	26円69銭 (28円82銭)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円35銭 (31円69銭)

### (3) 低圧電力

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,099 円 80 銭 (1,187 円 78 銭)
---------------	-----------------------------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季電力量をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時につき	16円07銭 (17円35銭)	16円07銭 (17円35銭)

## 5 東北電力エリアの場合の電気料金

### (1) 従量電灯 B

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	300円00銭 (324円00銭)
契約電流 15 アンペア	450円00銭 (486円00銭)
契約電流 20 アンペア	600円00銭 (648円00銭)
契約電流 30 アンペア	900円00銭 (972円00銭)
契約電流 40 アンペア	1,200円00銭 (1,296円00銭)
契約電流 50 アンペア	1,500円00銭 (1,620円00銭)
契約電流 60 アンペア	1,800円00銭 (1,944円00銭)

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円72銭 (18円05銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円34銭 (24円12銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円30銭 (27円32銭)

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金およびBiz約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	238 円 00 銭 (257 円 04 銭)
---------	-------------------------

### (2) 従量電灯 C

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	300 円 00 銭 (324 円 00 銭)
---------------------	-------------------------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円72銭 (18円05銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円34銭 (24円12銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円30銭 (27円32銭)

(3) 低 圧 電 力

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,081円00銭 (1,167円48銭)
---------------	-----------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季電力量をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量1キロワット時につき	14円50銭 (15円66銭)	13円18銭 (14円23銭)

6 東京電力エリアの場合の電気料金

(1) 従 量 電 灯 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	260円00銭 (280円80銭)
契約電流15アンペア	390円00銭 (421円20銭)
契約電流20アンペア	520円00銭 (561円60銭)
契約電流30アンペア	780円00銭 (842円40銭)
契約電流40アンペア	1,040円00銭 (1,123円20銭)
契約電流50アンペア	1,300円00銭 (1,404円00銭)
契約電流60アンペア	1,560円00銭 (1,684円80銭)

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円90銭 (19円33銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円36銭 (25円22銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円41銭 (28円52銭)

ハ 最 低 月 額 料 金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金およびBiz約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	214 円 40 銭 (231 円 55 銭)
---------	-------------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	260 円 00 銭 (280 円 80 銭)
---------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 90 銭 (19 円 33 銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 36 銭 (25 円 22 銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 41 銭 (28 円 52 銭)

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	958 円 80 銭 (1,035 円 50 銭)
-----------------	---------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季電力量をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量 1 キロワット時につき	15 円 80 銭 (17 円 06 銭)	14 円 37 銭 (15 円 51 銭)

7 中部電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	260 円 00 銭 (280 円 80 銭)
契約電流 15 アンペア	390 円 00 銭 (421 円 20 銭)
契約電流 20 アンペア	520 円 00 銭 (561 円 60 銭)



契約電流 30 アンペア	780円00銭 (842円40銭)
契約電流 40 アンペア	1,040円00銭 (1,123円20銭)
契約電流 50 アンペア	1,300円00銭 (1,404円00銭)
契約電流 60 アンペア	1,560円00銭 (1,684円80銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円96銭 (20円47銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円53銭 (24円33銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円60銭 (26円56銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金およびBiz 約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	235 円 00 銭 (253 円 80 銭)
---------	-------------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	260 円 00 銭 (280 円 80 銭)
-------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円96銭 (20円47銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円53銭 (24円33銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円60銭 (26円56銭)

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	977 円 60 銭 (1,055 円 80 銭)
---------------	---------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用さ

れた電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季電力量をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量 1 キロワット時につき	15円50銭 (16円73銭)	14円09銭 (15円21銭)

## 8 関西電力エリアの場合の電気料金

平成 30 年 7 月 1 日以前の検針日または計量日から平成 30 年 7 月 1 日以降の最初の検針日の前日または最初の計量日の前日までに使用される電気には A 表を、平成 30 年 7 月の検針日または計量日以降に使用される電気には B 表を適用いたします。

### (1) 従量電灯 A

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

[A 表]

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	303円38銭 (327円65銭)
電 力 量 料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18円12銭 (19円56銭)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23円52銭 (25円40銭)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26円34銭 (28円44銭)

[B 表]

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	310円02銭 (334円82銭)
電 力 量 料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18円30銭 (19円76銭)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22円76銭 (24円58銭)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25円30銭 (27円32銭)

### (2) 従量電灯 B

#### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

[A 表]

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	360 円 00 銭 (388 円 80 銭)
---------------------	-------------------------

[B 表]

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	360 円 00 銭 (388 円 80 銭)
---------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

[A表]

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	15円96銭 (17円23銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	19円48銭 (21円03銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円95銭 (23円70銭)

[B表]

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円13銭 (17円42銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	18円70銭 (20円19銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	20円91銭 (22円58銭)

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

[A表]

契約電力1キロワットにつき	921円20銭 (994円89銭)
---------------	-------------------

[B表]

契約電力1キロワットにつき	921円20銭 (994円89銭)
---------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季電力量をそれぞれ適用いたします。

[A表]

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時につき	13円73銭 (14円82銭)	12円38銭 (13円37銭)

[B表]

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時につき	13円29銭 (14円35銭)	11円95銭 (12円90銭)

## 9 中国電力エリアの場合の電気料金

### (1) 従量電灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	306円70銭 (331円23銭)
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	18円70銭 (20円19銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円22銭 (26円15銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円55銭 (27円59銭)

### (2) 従量電灯 B

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	370円00銭 (399円60銭)
-------------------	-------------------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円29銭 (17円59銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円33銭 (23円03銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円51銭 (24円31銭)

### (3) 低圧電力

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	949円40銭 (1,025円35銭)
---------------	---------------------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季電力量をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時につき	13円66銭 (14円75銭)	12円50銭 (13円49銭)

## 10 四国電力エリアの場合の電気料金

### (1) 従量電灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374円00銭 (403円92銭)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	18円33銭 (19円79銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円80銭 (25円70銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円35銭 (28円45銭)

### (2) 従量電灯 B

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	340円00銭 (367円20銭)
-------------------	-------------------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	15円28銭 (16円50銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	19円85銭 (21円43銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円96銭 (23円71銭)

### (3) 低圧電力

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	954円10銭 (1,030円42銭)
---------------	---------------------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季電力量をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時につき	14円37銭 (15円51銭)	13円05銭 (14円09銭)

## 11 九州電力エリアの場合の電気料金

### (1) 従量電灯 B

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	270円00銭 (291円60銭)
契約電流 15 アンペア	405円00銭 (437円40銭)
契約電流 20 アンペア	540円00銭 (583円20銭)
契約電流 30 アンペア	810円00銭 (874円80銭)
契約電流 40 アンペア	1,080円00銭 (1,166円40銭)
契約電流 50 アンペア	1,350円00銭 (1,458円00銭)
契約電流 60 アンペア	1,620円00銭 (1,749円60銭)

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	15円76銭 (17円02銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	20円38銭 (22円01銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円55銭 (24円35銭)

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および Biz 約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	286 円 73 銭 (309 円 66 銭)
---------	-------------------------

### (2) 従量電灯 C

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	270 円 00 銭 (291 円 60 銭)
---------------------	-------------------------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	15円76銭 (17円02銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	20円38銭 (22円01銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円55銭 (24円35銭)

### (3) 低 圧 電 力

#### イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	864 円 80 銭 (933 円 98 銭)
---------------	-------------------------

#### ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季電力量をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量1キロワット時につき	15円61銭 (16円85銭)	14円08銭 (15円20銭)

### 12 契 約 解 除 料

Biz 約款第 45 条 (契約解除料の申受け) に該当する場合の契約解除料は、次の金額といたします。

1 需給契約につき	4,630 円 (5,000 円)
-----------	-------------------

### 13 延 滞 利 息

Biz 約款第 28 条 (延滞利息) (2) に定める係数は、次のとおりといたします。

係 数	$\frac{8}{108}$
-----	-----------------

### 14 燃 料 費 調 整

Biz 約款別表 2 (燃料費調整) における  $\alpha$ 、 $\beta$  および  $\gamma$  の値または基準単価、基準燃料価格および上限価格は、供給区域に応じ、次の付表のとおりといたします。

なお、関西エリアに限っては、平成 30 年 7 月 1 日以前の検針日または計量日から平成 30 年 7 月 1 日以降の最初の検針日の前日または最初の計量日の前日までに使用される電気には付表 A を、平成 30 年 7 月の検針日または計量日以降に使用される電気には付表 B を適用いたします。

[付表 A]

供給区域	$\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ の値	基準単価 〔1キロワット時につき〕 (最低料金が適用される場合)	基準燃料価格	上限価格
北海道電力 エリア	$\alpha = 0.4699$ $\beta = 0.7879$ $\gamma = 0.0000$	19 銭 3 厘	37,200 円	55,800 円
東北電力エリア	$\alpha = 0.1152$ $\beta = 0.2714$ $\gamma = 0.7386$	21 銭 7 厘	31,400 円	47,100 円
東京電力エリア	$\alpha = 0.1970$ $\beta = 0.4435$ $\gamma = 0.2512$	22 銭 8 厘	44,200 円	66,300 円
中部電力エリア	$\alpha = 0.0275$ $\beta = 0.4792$ $\gamma = 0.4275$	22 銭 9 厘	45,900 円	68,900 円
関西電力エリア	$\alpha = 0.0332$ $\beta = 0.3786$ $\gamma = 0.6231$	19 銭 5 厘 (2 円 93 銭 2 厘)	25,500 円	38,300 円
中国電力エリア	$\alpha = 0.1543$ $\beta = 0.1322$ $\gamma = 0.9761$	24 銭 1 厘 (3 円 61 銭 3 厘)	26,000 円	39,000 円
四国電力エリア	$\alpha = 0.2104$ $\beta = 0.0541$ $\gamma = 1.0588$	19 銭 2 厘 (2 円 11 銭 5 厘)	26,000 円	39,000 円
九州電力エリア	$\alpha = 0.1490$ $\beta = 0.2575$ $\gamma = 0.7179$	17 銭 6 厘	33,500 円	50,300 円

[付表 B]

供給区域	$\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ の値	基準単価 〔1キロワット時につき〕 (最低料金が適用される場合)	基準燃料価格	上限価格
関西電力エリア	$\alpha = 0.0140$ $\beta = 0.3483$ $\gamma = 0.7227$	16 銭 2 厘 (2 円 43 銭 0 厘)	27,100 円	40,700 円



## 15 そ の 他

この Biz 料金表において定義のない言葉の意味およびこの Biz 料金表に定めのないその他の事項については、Biz 約款に定めるところによるものといたします。

**附 則**（実施期日）

この Biz 料金表は、平成 30 年 7 月 1 日から実施いたします。



平成 30 年 7 月 1 日



東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
S B パ ワ ー 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 馬 場 一  
〔小売電気事業者登録番号：A0186〕